

# UBS 豪ドル・ボンド・インカム

---

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型(豪ドル建て)

## 運用報告書 (全体版)

### 作成対象期間 第 8 期

( 自 2017年 3 月 1 日 )  
( 至 2017年 8 月25日 )  
( 早期償還日 )

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

## 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、UBS 豪ドル・ボンド・インカム（以下「ファンド」といいます。）は、2017年8月25日に早期償還致しましたので、ここに、運用状況をご報告申し上げます。

これまでファンドをご愛顧頂き、まことにありがとうございました。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託
信託期間	ファンドは、2010年8月4日より運用を開始し、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、2020年7月31日に終了します。ただし、有価証券報告書に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除きます。 ファンドは、2017年8月25日付で早期償還されました。
運用方針	ファンドの投資目的は、中長期的に安定したインカム・ゲイン（利子収入等）およびキャピタル・ゲイン（売買益等）の獲得をめざすことにあります。
主要投資対象	主として、豪ドル建ての投資適格の公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、ABS（アセット・バック証券）およびMBS（モーゲージ証券）を含みます。）に分散投資を行います。
ファンドの運用方法	管理会社と投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結している副管理会社は、改訂・再録基本投資運用契約を締結し、投資運用会社にファンドの投資運用を委託しています。 債券運用の戦略策定は、ファンダメンタルズに基づく債券価格のバリュエーションとそれに影響を及ぼすマクロ経済動向の分析、また、ポートフォリオ・マネジャーおよびクレジット・アナリストによる業種別ファンダメンタルズ分析から成るトップダウン・アプローチと、クレジット・アナリストによる個別銘柄リサーチのボトムアップ・アプローチの融合です。これらの情報を基にポートフォリオ・マネジャーが定性判断を加えて、戦略を策定します。 定量分析、クレジット・リサーチ、ポートフォリオ・マネジャーの定性判断を組み合わせたチーム・アプローチをとっていますが、オーストラリア債券チーム・ヘッドが債券戦略にわたる全責任を負っています。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"><li>● ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。</li><li>● 借入れは、原則として、一時的なものに限り、また借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。</li><li>● ファンドは、原則として、流動性に欠ける資産に対しその純資産総額の15%を超えて投資を行いません。</li><li>● 同一発行体の有価証券へのファンドの投資総額が、その取得時においてファンドの純資産総額の10%を超える場合、原則として、当該発行体の発行する有価証券に投資することができません。</li><li>● 原則として、同一発行体の発行済債務証券の10%を超えてファンドの資産を投資することができません。</li><li>● デリバティブへの投資（買い持ちと売り持ちのネット合計）は、ファンドの純資産総額の最大50%までに制限されます。</li></ul>
分配方針	クラスA受益証券につき、管理会社は、その裁量により、投資純益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能資産から、毎月18日（または、当該日が営業日でない場合は翌営業日）に分配を宣言することができます。

## I. 設定から前期までの運用の経過

### 第1期（2010年8月4日～2011年2月末日）

当期中のクラスA受益証券の騰落率は+1.59%となり、ベンチマーク+2.00%を下回りました。

#### クラスA受益証券とベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について

当期のクラスA受益証券のリターンは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（Bloomberg AusBond Composite0+ Yr Index）（「ベンチマーク」）のリターンを下回りました。

当期におけるデュレーション戦略と個別銘柄選択がリターンに対しプラス寄与となりました。一方で、イールドカーブ戦略がマイナス要因となりました。また、管理運営費用がファンドの基準価格から差し引かれたことは、ベンチマーク対比ではマイナスとなりました。

#### 投資環境

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。

設定後、中国の経済成長鈍化や米国の景気回復に懐疑的な見方が広がったことなどから、金利は低下基調となり、豪州債券価格は上昇して始まりました。その後、豪州のGDPや雇用が堅調だったことや、米国の景気に対する懸念が後退したことなどから金利は上昇に転じ、11月にはオーストラリア準備銀行（RBA）が予想外の利上げを行い、米中の経済指標が堅調だったことも手伝い金利は更に上昇し豪州債券価格は11月後半まで下落基調となりました。しかし、11月下旬に欧州の債務危機に対する懸念が高まったこと、12月に入り豪州のGDPが予想を下回ったことなどから金利は低下し、豪州債券価格は上昇しました。その後、米国の大幅減税の延長や堅調な中国の貿易などを背景として金利が上昇した局面があったものの、2011年1月に豪州北東部で洪水が発生し豪州経済への懸念が高まったことや消費者物価指数の低下などから金利は低下基調となり、豪州債券価格は上昇しました。期末に向けて豪州の洪水の影響に対する懸念が和らいだことで一時金利が上昇したものの、中東情勢における地政学リスクの高まりや中国の製造業購買担当者景況指数（PMI）の悪化を背景に金利は低下に転じ、豪州債券価格は上昇して期を終えました。

#### 運用経過

##### 2010年8月4日～2011年2月28日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対して短期化して、当期のスタートを切りました。金利が急騰した9月から10月にかけて、デュレーションを短期化した戦略により利益を確定した後、10月末には、デュレーション戦略をベンチマーク対比でニュートラルにしました。9月・10月のデュレーション戦略がリターンに対し大きくプラス寄与となりました。イールドカーブ戦略については、期の大半を通じ、積極的なイールドカーブのポジションを取りませんでした。12月、イールドカーブの小幅な平坦化を想定したポジションを構築しましたが、イールドカーブの傾斜化に伴い、イールドカーブ戦略は、若干のマイナスとなりました。また、社債と準国債を中心とする運用を続けたことが、リターンに大きくプラス寄与しました。

### 第2期（2011年3月1日～2012年2月末日）

当期中のクラスA受益証券の騰落率は+7.81%となり、ベンチマーク+9.81%を下回りました。

#### クラスA受益証券とベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について

当期のクラスA受益証券のリターンは、ベンチマークのリターンを下回りました。

当期における個別銘柄選択とイールドカーブ戦略がリターンに対しプラス寄与となりました。一方で、デュレーション戦略がマイナス要因となりました。また、管理運営費用がファンドの基準価格から差し引かれたことは、ベンチマーク対比ではマイナスとなりました。

## 投資環境

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。

期の前半、豪州の雇用者数の減少や東日本大震災などの影響から金利は低下し、豪州債券価格は上昇して始まりました。その後、中国や豪州の経済指標の鈍化、欧州債務問題に対する懸念、米国債の格下げなどを背景に、金利は低下基調を辿り、10月前半まで豪州債券価格は上昇しました。10月半ばに向けては欧州債務問題に対する懸念が後退したことから、金利は上昇したものの、11月に入りRBAが政策金利の引き下げを決定し、イタリアの財政問題に対する懸念が高まると、豪州債券価格は11月終盤まで上昇基調となりました。その後、期末にかけては12月にRBAが利下げを行ったことや欧州の国債の格下げ懸念が高まったことなどが金利低下要因となったものの、米中の経済指標の改善による世界経済に対する悲観論および欧州債務問題に対する懸念の後退といった金利押し上げ要因が交錯し、豪州債券価格はレンジ内での推移となりました。結果として前期末比では豪州債券価格は上昇して期を終えました。

## 運用経過

### 2011年3月1日～2011年8月31日

ファンドは同期間を通じて、デュレーションをベンチマークに対して短期化したことが、リターンに対しマイナス要因となりました。一方、社債をオーバーウエイトとしたことが3月～5月はリターンを押し上げたものの、7月・8月に信用スプレッドが拡大したことに伴い、マイナス要因となりました。イールドカーブ戦略については、イールドカーブの平坦化を予想した戦略が同期間を通じてリターンに対しプラス寄与しました。

### 2011年9月1日～2012年2月29日

ファンドは同期間の期初の段階で、デュレーション戦略における短期化を解消し、また、イールドカーブの平坦化を予想する戦略も解消しました。同期間の期末にかけて、ファンドのデュレーション戦略の柔軟な調整が奏功し、リターンにプラス寄与しました。また、銘柄選択はプラス寄与となりました。

## 第3期（2012年3月1日～2013年2月末日）

当期中のクラスA受益証券の騰落率は+7.68%となり、ベンチマーク8.18%を下回りました。

### クラスA受益証券とベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について

当期のクラスA受益証券のリターンは、ベンチマークのリターンを下回りました。

当期における個別銘柄選択とイールドカーブ戦略がリターンに対しプラス寄与となりました。一方で、デュレーション戦略がマイナス要因となりました。また、管理運営費用がファンドの基準価格から差し引かれたことは、ベンチマーク対比ではマイナスとなりました。

## 投資環境

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。

期の前半は中国経済の減速懸念や欧州の信用不安、また、世界的な景気減速懸念が高まる中、豪州におけるインフレ圧力の緩和や経済成長の鈍化に対する懸念から利下げが行われ、金利は低下傾向となり、豪州債券市場は上昇しました。期の中ごろは、欧州の債務問題などに対する懸念などが後退した局面ではリスク選好の動きが強まり金利は上昇したものの、引き続き欧州情勢や米国や中国の景気動向が不透明であること、豪州の景気指標も軟化傾向にあることが金利の下押し圧力となり、10月上旬までは金利は低下、豪州債券価格は上昇傾向となりました。期の後半から期末にかけては米中などの経済指標に好転が見られたことや資源価格の上昇などが金利上昇要因となりましたが、豪州の弱い雇用などが金利の押し下げ要因となり、レンジ内での推移となりました。結果として前期末比では豪州債券価格は上昇して期を終えました。

## 運用経過

### 2012年3月1日～2012年3月31日

ファンドは、社債のオーバーウエイトがリターンに対しプラス寄与しました。

デュレーション戦略についてはベンチマーク対比で短期化していたポジションを金利上昇に伴い利益確定を行いました。

### 2012年4月1日～2012年6月30日

ファンドは、割高感が強まったことを勘案し、同期間の大半を通じてデュレーションを短期化としましたが、ギリシャのユーロ離脱懸念の再燃などを受け、デュレーションをニュートラルに戻しました。同期間中、イールドカーブの傾斜化を見込んだ戦略と銘柄選択がリターンに対しプラス寄与となりましたが、デュレーション戦略はマイナス要因となりました。

### 2012年7月1日～2012年9月30日

各中央銀行がソブリン債や金融セクターの安定化策と景気の梘子入れ策を講じたことを背景に、同期間中、社債などが上昇し、リターンにプラス寄与しました。8月に行ったデュレーション戦略の長期化もリターンにプラス寄与しました。

### 2012年10月1日～2012年12月31日

信用スプレッドの縮小を見込んだ社債のオーバーウエイトが、リターンに対しプラスに寄与しました。また、デュレーションを長期化したポジションもプラス寄与しました。

### 2013年1月1日～2013年2月28日

国債および国際機関債をアンダーウエイト、社債と準政府債をオーバーウエイトとしましたが、社債のオーバーウエイトが同期間中リターンに対しプラス寄与しました。

## 第4期（2013年3月1日～2014年2月末日）

当期中のクラスA受益証券の騰落率は+2.22%となり、ベンチマーク+3.07%を上回りました。

### クラスA受益証券とベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について

当期のクラスA受益証券のリターンは、ベンチマークのリターンを上回りました。

当期における個別銘柄選択とイールドカーブ戦略、デュレーション戦略がリターンに対しプラス寄与となりました。一方で、管理運営費用がファンドの基準価格から差し引かれたことは、ベンチマーク対比ではマイナスとなりました。

### 投資環境

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。

期初は豪州の雇用やGDPが堅調であったことなどから金利が上昇し、豪州債券価格は下落しましたが、その後、欧州信用不安の再燃や軟調な米中の経済指標、RBAによる利下げなどを背景に豪州債券価格は上昇しました。6月に入り、米連邦準備制度理事会（FRB）が金融緩和の早期縮小を示唆したことで金利は大幅に上昇する展開となり豪州債券価格は大きく下落したものの、豪州の弱い経済指標や利下げを背景として上昇に転じました。8月から12月末にかけては豪州の経済指標の内容が強弱交錯し、レンジ内での推移となりましたが、1月に入り米国の量的緩和縮小が経済成長を鈍化させるとの懸念が強まる中で新興国経済への不安が高まったことや、中国の景気鈍化に対し懸念が高まったことで金利は低下し、豪州債券価格は上昇しました。結果として前期末比では豪州債券価格は上昇して期を終えました。

## 運用経過

### 2013年3月1日～2013年6月30日

豪州国債と国際機関債をアンダーウエイト、社債と準政府債をオーバーウエイトとし、社債のオーバーウエイトがリターンに対しプラス寄与しました。また、デュレーションをベンチマークより短期化したポジションを5月下旬に解消しました。

#### 2013年7月1日～2013年9月30日

社債と準政府債のポジションをオーバーウエイトとする一方、豪州国債と国際機関債をアンダーウエイトとした戦略が、パフォーマンスの主なけん引役となりました。

#### 2013年10月1日～2013年12月31日

同期間の期初段階で、デュレーションをベンチマークに対して短期化した後、10月半ばに、ニュートラルに近い水準に戻しました。12月を通じて、ポートフォリオのデュレーションを徐々に短期化し、ベンチマークに対して短い水準としました。同期間中は、豪州国債と国際機関債をアンダーウエイト、準政府債、社債などをオーバーウエイトとしました。

#### 2014年1月1日～2014年1月31日

同期間の期初段階で、デュレーションを短期化し、イールドカーブ全体の平坦化を想定した戦略としました。また、利回りの低下を受けて、デュレーションを短期化した戦略を、1月を通じ、徐々に引き上げました。1月末時点でのデュレーションは、ベンチマークより短い水準としました。デュレーション戦略によるパフォーマンスは、マイナス要因となりましたが、イールドカーブの平坦化が進んだため、イールドカーブ戦略はプラス寄与となりました。豪州国債と国際機関債のアンダーウエイトに対し、準政府債などをオーバーウエイトとしました。

#### 2014年2月1日～2014年2月28日

ファンドは、2月初めにデュレーションをベンチマークに対して短期化しました。かかるポジションを2月を通じて数回にわたり調整し、2月半ばの利回りの急騰局面で一部の利益を確定した後、利回りが反落した2月下旬に、ポジションを積み増しました。2月のデュレーション戦略は、パフォーマンスにプラス寄与となりました。2月末現在のデュレーションは、ベンチマーク対比で短期化しました。

イールドカーブ戦略は、穏やかな平坦化に備えましたが、イールドカーブの平坦化が急激に進んだため月初にその戦略を解消し、2月末にかけてはイールドカーブの平坦化を見込んだ戦略を再び構築しました。イールドカーブ戦略も、パフォーマンスにプラスに寄与しました。豪州国債と国際機関債をアンダーウエイトとしたのに対し、準政府債をオーバーウエイトとしました。

### 第5期（2014年3月1日～2015年2月末日）

当期中のクラスA受益証券の騰落率は+7.58%となり、ベンチマーク+10.30%を下回りました。

#### **クラスA受益証券とベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について**

当期のクラスA受益証券のリターンは、ベンチマークのリターンを下回りました。

当期における個別銘柄選択がリターンに対しプラス寄与となりました。一方で、デュレーション戦略がマイナス要因となりました。また、管理運営費用がファンドの基準価格から差し引かれたことは、ベンチマーク対比ではマイナスとなりました。

#### **投資環境**

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。

期初から米中における経済指標の弱含みや、豪州の雇用や小売りの軟化、インフレ見通しの下方修正など金利低下圧力が強まり、豪州債券価格は8月まで上昇基調となりました。その後、豪州の4-6月期のGDP成長率が市場予想を上回ったことや米国の堅調な経済指標を背景に利上げ期待が高まったことなどから9月後半まで金利は上昇し豪州債券価格は下落したものの、資源価格の下落などを背景に再び金利は低下基調となりました。その後、世界的な景気見通しが悪化したことや、資源価格の続落、世界的な株安などを背景に金利は更に低下し、豪州債券価格は上昇しました。結果として前期末比では豪州債券価格は上昇して期を終えました。

#### **運用経過**

#### 2014年3月1日～2014年3月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対して短期化する戦略がリターンに対しプラス寄与し

ました。銘柄選択も、ファンドのパフォーマンスにプラスに寄与しました。イールドカーブ戦略も、パフォーマンスを若干押し上げました。

#### 2014年4月1日～2014年6月30日

デュレーション戦略およびイールドカーブ戦略がややマイナス要因となりましたが、個別銘柄選択はプラス寄与となりました。ファンドは、6月末現在、社債等をオーバーウエイト、豪州国債、国際機関債および準政府債をアンダーウエイトとしました。

#### 2014年7月1日～2014年9月30日

社債のオーバーウエイト、豪州国債、国際機関債および準政府債のアンダーウエイトが奏功し、プラス寄与となりました。デュレーション戦略はベンチマークに対して短期化する戦略を維持しました。デュレーション戦略もパフォーマンスにプラスに寄与しました。

#### 2014年10月1日～2014年12月31日

GDP成長率の低下が発表されたことを背景にRBAが緩和策に転じたことから、デュレーションの短期化戦略を12月初めに解消しました。

同期間中、デュレーション戦略がマイナス要因となり、銘柄選択がリターンに対し若干プラス寄与となりました。社債のオーバーウエイト、豪州国債、国際機関債および準政府債のアンダーウエイトを継続しました。

#### 2015年1月1日～2015年1月31日

ファンドは、1月初め、長期債全体のデュレーションをベンチマークに対して短期化としていましたが、その後2回に分けて短期化幅を縮小しました。1月のデュレーション戦略は、豪州債券市場の上昇により、リターンに対してマイナス要因となりました。

#### 2015年2月1日～2015年2月28日

ファンドのデュレーション戦略をベンチマークに対しニュートラルに戻しました。ファンドは、RBAの利下げを受けて、デュレーションをベンチマークに対して再び短期化しましたが、FRB議長の議会証言と、これによる米国債の上昇を受けて、ニュートラルに戻しました。デュレーション戦略は、リターンに対しては2月を通じて概ねニュートラルでした。

### 第6期（2015年3月1日～2016年2月末日）

当期中のクラスA受益証券の騰落率は+1.09%となり、ベンチマーク+2.97%を下回りました。

#### **クラスA受益証券とベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について**

当期のクラスA受益証券のリターンは、ベンチマークのリターンを下回りました。

当期における個別銘柄選択とイールドカーブ戦略、デュレーション戦略がリターンに対しプラス寄与となりました。一方で、管理運営費用がファンドの基準価格から差し引かれたことは、ベンチマーク対比ではマイナスとなりました。

#### **投資環境**

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。

期初、豪州のGDPが弱めながらも内容から個人消費の堅調さが見て取れたことや米国の雇用が堅調で米国の利上げ観測が高まったことなどから金利は上昇し、豪州債券価格は下落して始まりました。その後、中国経済への懸念や資源価格の下落により豪州債券価格は上昇したものの、豪州の雇用が良好だったことや消費者物価指数が予想を上回ったことで豪州債券価格は4月の半ばに再び下落に転じました。その後、金利は豪州における強弱入り混じった経済指標やギリシャの債務問題などに左右され7月上旬まで一進一退の動きが続きましたが、中国の経済指標の悪化や人民元の切り下げ、資源価格の下落などを背景に金利が低下し、豪州債券価格は10月末まで概ね上昇基調となりました。11月に入り、RBAが豪州経済が改善傾向にあることを示唆したことや、FRB議長が米国での12月利上げの可能性を示唆したことで金利は大きく上昇し、豪州債券価格は下落しました。しかし、11月後半にパリでのテロ

を受けたリスク回避の動きや、豪州の民間設備投資が減少したことなどから金利は低下することとなり、豪州債券価格は上昇へと転じ、その後も資源価格の下落や世界経済の先行き懸念が高まったことなどを背景に豪州債券価格は期末まで上昇基調となりました。結果として前期末比では豪州債券価格は上昇して期を終えました。

#### **運用経過**

##### 2015年3月1日～2015年3月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対しニュートラルとし、イールドカーブの若干の平坦化を見込んだ戦略としましたが、両戦略ともリターンに対する寄与は概ねフラットとなりました。一方、個別銘柄選択がプラス寄与しました。

##### 2015年4月1日～2015年6月30日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対してニュートラルに維持しました。イールドカーブ戦略では、平坦化を見込んだポジションを取りましたが、5月から6月は世界的に金利が急上昇し、イールドカーブが傾斜化したことから、同期間中のイールドカーブ戦略はマイナス要因となりました。一方、6月後半の国際機関債のスプレッドの拡大を受け、国際機関債をアンダーウエイトとしたファンドの戦略はリターンにプラス寄与しました。

##### 2015年7月1日～2015年9月30日

ファンドは、同期間中のデュレーション戦略については、7月から8月は、ベンチマークに対してニュートラルを維持した後、9月に入り短期化しました。豪州国債の短期債利回りが上昇したため、当期のデュレーション戦略はプラス寄与となりました。イールドカーブ戦略については、当期はイールドカーブが平坦化したことから、平坦化を見込んだポジションを維持したことがプラス寄与となりました。また、銘柄選択もプラスとなりました。

##### 2015年10月1日～2015年12月31日

ファンドは、同期間中のデュレーション戦略については、10月から11月中旬までは、ベンチマークに対してニュートラルとし、11月後半から12月は長期化としました。同期間中のデュレーション戦略はプラス寄与となりました。イールドカーブ戦略については平坦化を見込んだ戦略を維持しました。当期は長期債のパフォーマンスが短期債を上回ったことから、イールドカーブ戦略はプラス寄与となりました。

##### 2016年1月1日～2016年1月31日

ファンドは、デュレーション戦略については、長期化した水準からスタートし、月の後半に長期化幅を拡大しました。このデュレーションを長期化した戦略が、リターンにプラス寄与しました。また、長期債のパフォーマンスが短期債を上回ったことから、イールドカーブの平坦化を見込んだ戦略もプラス寄与となりました。

##### 2016年2月1日～2016年2月29日

当期は、調整を加えながらもデュレーションの長期化を維持しました。デュレーション戦略は、概ねプラス寄与となりました。また、長期債のパフォーマンスが短期債を上回ったことから、イールドカーブの平坦化を見込んだ戦略もプラス寄与となりました。銘柄選択もプラス寄与となりました。

#### **第7期（2016年3月1日～2017年2月末日）**

当期中のクラスA受益証券の騰落率は $-0.58\%$ となり、ベンチマーク $+1.43\%$ を下回りました。

##### **クラスA受益証券とベンチマークの騰落率の差異の状況および要因について**

当期のクラスA受益証券のリターンは、ベンチマークのリターンを下回りました。

当期における個別銘柄選択、イールドカーブ戦略がリターンに対しプラス寄与となりました。一方で、管理運営費用がファンドの基準価格から差し引かれたことは、ベンチマーク対比ではマイナスとなりました。



## 投資環境

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。

期初は豪州の貿易やGDP成長率の堅調さを背景に金利は上昇し、債券市場は下落して始まったものの、消費者物価指数の予想外の低下や利下げの実施、その後の金融政策報告でインフレ見通しが引き下げられたことから更なる利下げが意識され、豪州債券価格は上昇しました。6月に入り、英国のEU離脱の是非を問う国民投票を控え不透明感などから金利は引き続き低下傾向となり、その後も豪州の消費者物価指数の鈍化などを背景に豪州債券価格は期の半ばまで概ね上昇する展開となりました。期の後半に入り、FRBによる年内利上げ観測などから世界的に金利が上昇し、豪州債券価格は下落しました。その後、米国での利上げの見送りなどを受けて、一時金利は低下したものの、米国の好調な景気や原油価格の上昇などを受け、再び金利は上昇基調となり、豪州債券価格は下落しました。11月に入り、米国の大統領選挙においてトランプ氏が勝利したことで金利が一時急低下したものの、トランプ氏の政策期待や米国の利上げ観測を背景に豪州の金利は大きく上昇することとなり、豪州債券価格は年末まで下落傾向となりました。2017年に入り、米新政権に対する政策実行力に対する懐疑的な見方が広がり、FOMCの議事録でハト派的な内容が確認されると金利は低下基調となり、豪州債券価格は上昇しました。その後は豪州の経済指標の内容において好不調の指標が混在したことなどから豪州債券価格は一進一退の展開が続き、結局前期末比で、豪州債券価格は上昇して期を終えました。

## 運用経過

### 2016年3月1日～2016年3月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し小幅に長期化し、イールドカーブの平坦化を見込んだポジションを取りました。リスク資産が大幅に回復したことで豪州債券の利回りが上昇し、リターンに対する3月のデュレーション戦略はマイナス要因となりました。一方、イールドカーブ戦略についてはイールドカーブが平坦化したことからプラス寄与となり、銘柄選択もプラスとなりました。

### 2016年4月1日～2016年6月30日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し長期化としていましたが、5月に金利が低下したことから、利益確定を行いました。その後、豪州債券市場の上昇が続き、行き過ぎとの判断からデュレーションを短期化したものの、6月末にかけて短期化した戦略を解消しました。イールドカーブは平坦化を見込んだ戦略とし、小幅なプラス寄与となりました。

### 2016年7月1日～2016年9月30日

ファンドは、イールドカーブの平坦化を見込んだ戦略としましたが、リターンに対しマイナス要因となりました。デュレーション戦略については、ベンチマークに対するニュートラルが小幅にマイナス要因となりました。また、社債のオーバーウエイトがリターンにプラス寄与しました。

### 2016年10月1日～2016年12月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対しニュートラルとしましたが、10月に豪州債券が下落したため、長期化しました。その後、11月の米大統領選終了直後に、豪州債券価格が値上がりしたことから利益確定を行いました。12月にデュレーションを長期化し、この戦略はリターンに対し小幅にマイナスとなりました。10月から12月までのデュレーション戦略は、リターンに僅かにプラス寄与となりました。イールドカーブは傾斜化を見込んだ戦略としましたが、米国選挙の結果を受けてイールドカーブが傾斜化したことから利益確定を行いました。

また、社債のオーバーウエイトと州政府債のアンダーウエイトがリターンに対しプラス寄与となりました。

### 2017年1月1日～2017年1月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し長期化としました。1月末にかけて豪州債券価格が上昇したためリターンに対しプラスに寄与しました。また、スプレッドの縮小により社債のオーバーウエイトがプラス寄与となりました。

2017年2月1日～2017年2月28日

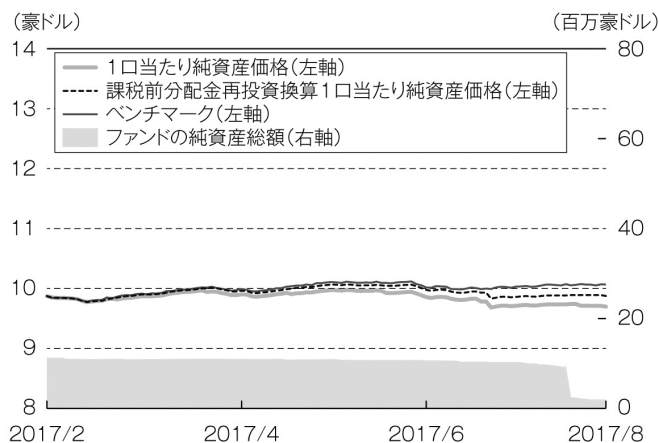
ファンドは、デュレーション戦略の長期化を維持しました。2月中、金利がやや上昇したことからリターンのマイナス要因となりました。また、スプレッドの縮小により社債のオーバーウエイトがプラス寄与となりました。

## II. 当期の運用の経過等

### (1) 当期の運用の経過

#### ■ 1口当たり純資産価格等の推移について

##### クラスA受益証券



第7期末の 1口当たり純資産価格	9.87豪ドル
第8期末の 1口当たり純資産価格	9.70豪ドル
第8期中の 1口当たり分配金合計額	0.180豪ドル
騰落率	0.02%

\*騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

\*1口当たり分配金合計額は、税引前の1口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。

\*課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

\*課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格およびベンチマークは、第7期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

\*グラフ中の純資産総額は、ファンドの純資産総額を表示しています。

\*ファンドは、ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックス（Bloomberg AusBond Composite0+ Yr Index）をベンチマークとしますが、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、必ずしもベンチマークに関連して推移するものではなく、ファンドの騰落率がベンチマークの騰落率と関連することは保証されません。以下同じです。

#### ■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期中のクラスA受益証券の騰落率は+0.02%となり、ベンチマーク+1.96%を下回りました。

当期におけるデュレーション戦略と社債のオーバーウエイトがリターンに対しプラス寄与となりました。一方で、個別銘柄選択がマイナス要因となり、また、管理運営費用がファンドの基準価格から差し引かれたことや8月以降のファンドの現金化がベンチマーク対比ではマイナスとなりました。

#### ■ ベンチマークについて

ブルームバーグオーストラリア債券（総合）インデックスは、オーストラリアの債券市場を全体的に反映する指数として広く使用されています。

## ■分配金について

当期（2017年3月1日～2017年8月25日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<クラスA受益証券>

（金額：豪ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む 1口当たり純資産価格の 変動額 <sup>(注2)</sup>
2017年3月21日	9.82	0.030 (0.30%)	0.02
2017年4月18日	9.94	0.030 (0.30%)	0.15
2017年5月18日	9.91	0.030 (0.30%)	0.00
2017年6月19日	9.93	0.030 (0.30%)	0.05
2017年7月18日	9.78	0.030 (0.31%)	-0.12
2017年8月18日	9.71	0.030 (0.31%)	-0.04

(注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率 (\%)} = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

(注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

(注3) 2017年3月21日の直前の分配落日（2017年2月20日）における1口当たり純資産価格は、9.83豪ドルでした。

## ■投資環境について

当期の豪州債券価格は上昇（金利は低下）しました。

豪州のGDPや中国の製造業購買担当者指数が予想を上回ったことなどから金利は上昇基調となり、豪州債券価格は下落して始まりました。その後はトランプ政権の政策実行が遅れるとの見込みや豪州の雇用などの経済指標が弱含むと金利は低下基調となり、豪州債券価格は4月後半まで上昇傾向となりましたが、欧州における政治リスクが一旦後退し、米雇用が堅調であったことが確認されると利上げ観測が高まり、再び豪州債券価格は下落しました。しかし、5月の前半に豪州の住宅指標や小売売上が市場予想を大幅に下回ったことで金利は低下基調に転じ、その後も賃金や建設関連の指標が弱含んだことで金利は更に低下し、豪州債券価格は上昇しました。6月終盤になり、ECB総裁がタカ派的発言をしたことをきっかけに、欧米金利が急上昇すると、豪州金利もつられる形で大幅上昇となり、豪州債券価格は大幅下落となりました。その後、期末にかけては欧米金利に追随して小幅に上昇する場面もあったものの、豪州の貿易が不冴えであったことやRBAが成長見通しを引き下げたことで金利は徐々に低下し、豪州債券価格は上昇しました。結局前期末比で、豪州債券価格は上昇して期を終えました。

## ■ポートフォリオについて

2017年3月1日～2017年5月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対し長期化としていましたが、4月に金利が低下したところで一部利益確定を行った後、5月末にかけて残りの長期化した部分をニュートラルに戻しました。イールドカーブ戦略については残存期間4－5年をオーバーウエイトとしました。また、社債におけるインフラ関連やオーストラリアの銀行のシニア債といった景気変動の影響を受けにくいセクターをオーバーウエイトとし、海外の銀行やREITの組み入れをアンダーウエイトとしました。州政府債についてはAA格を選好しました。当該期間中、デュレーション戦略はリターンに対しプラス寄与したものの、個別銘柄選択がマイナス要因となりました。

2017年6月1日～2017年7月31日

ファンドは、デュレーションをベンチマークに対しニュートラルを維持しました。同期間中は社債のオーバーウエイトがリターンに対しプラス寄与した一方で、個別銘柄選択がマイナス要因となりました。

2017年8月1日～2017年8月25日

ファンドは、償還の指図を受け、8月上旬にポジションを現金化しました。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況（3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

## ■今後の運用方針

ファンドは、2017年8月25日付で早期償還されました。

## (2) 費用の明細

項目		項目の概要	
運用管理費用		クラスA受益証券の純資産総額の年率 1.185% (ただし、最低年間報酬が適用される場合があります。)	
内訳	管理報酬 (副管理報酬を含みます。)、 保管報酬および管理 事務代行報酬	合計でクラスA受益証券の純資産総額 の年率0.10% (四半期毎に後払い)	管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての 業務の対価として、管理会社に支払われます。保 管報酬は、信託証書に定める保管会社としての業 務の対価として、保管会社に支払われます。管理 事務代行報酬は、信託証書に定める管理事務代行 会社としての業務の対価として、管理事務代行会 社に支払われます。
	受託報酬	クラスA受益証券の純資産総額の年率 0.01% (四半期毎に後払い) ただし、ファンドに関する最低年間受 託報酬を10,000米ドルとします。	受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての 業務の対価として、受託会社に支払われます。
	投資運用報酬	クラスA受益証券の純資産総額の年率 0.475% (四半期毎に後払い)	投資運用報酬は、関連するファンドのポートフォ リオの投資運用、資産の投資および再投資の管理 業務等の対価として、投資運用会社に支払われま す。
	販売報酬	クラスA受益証券の純資産総額の年率 0.50% (四半期毎に後払い)	販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求 を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販 売会社に支払われます。
	代行協会員報酬	クラスA受益証券の純資産総額の年率 0.10% (四半期毎に後払い)	代行協会員報酬は、ファンド証券の純資産価格の 公表を行い、またファンド証券に関する目論見 書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付す る等の業務の対価として、代行協会員に支払われ ます。
その他の費用 (当期)		6.87%	副保管報酬、専門家報酬、先物手数料等

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用 (当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

### Ⅲ. 設定来の運用実績

#### (1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第8会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年2月末日)	34,130,519.13	2,967,648,638	クラスA受益証券 9.95 クラスS受益証券 10.20	865 887
第2会計年度末 (2012年2月末日)	30,557,274.98	2,656,955,060	クラスA受益証券 10.21 クラスS受益証券 11.06	888 962
第3会計年度末 (2013年2月末日)	50,164,930.75	4,361,840,729	クラスA受益証券 10.47 クラスT受益証券 10.27	910 893
第4会計年度末 (2014年2月末日)	27,808,489.65	2,417,948,175	クラスA受益証券 10.19 クラスT受益証券 10.58	886 920
第5会計年度末 (2015年2月末日)	22,706,822.12	1,974,358,183	クラスA受益証券 10.54 クラスT受益証券 11.46	916 996
第6会計年度末 (2016年2月末日)	14,699,964.56	1,278,161,918	クラスA受益証券 10.29 クラスT受益証券 11.68	895 1,016
第7会計年度末 (2017年2月末日)	11,282,610.44	981,022,978	クラスA受益証券 9.87 クラスT受益証券 11.70	858 1,017
第8会計年度末 (2017年8月25日)	1,956,499.03	170,117,591	クラスA受益証券 9.70	843
2017年3月末日	10,942,278.98	951,431,157	クラスA受益証券 9.88 クラスT受益証券 11.75	859 1,022
4月末日	11,001,015.90	956,538,333	クラスA受益証券 9.90 クラスT受益証券 11.82	861 1,028
5月末日	10,933,613.25	950,677,672	クラスA受益証券 9.98 クラスT受益証券 11.95	868 1,039
6月末日	10,679,187.12	928,555,320	クラスA受益証券 9.86 クラスT受益証券 11.85	857 1,030
7月末日	10,056,229.28	874,389,136	クラスA受益証券 9.73 クラスT受益証券 11.74	846 1,021
8月25日	1,956,499.03	170,117,591	クラスA受益証券 9.70	843

(注1) クラスT受益証券は、2012年8月3日から運用を開始しました。

(注2) クラスS受益証券はすべて、2012年8月30日に、1口当たり11.76豪ドルで買い戻されました。

(注3) クラスT受益証券はすべて、2017年8月14日に、1口当たり11.75豪ドルで買い戻されました。

(注4) 豪ドルの円貨換算は、便宜上、2017年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=86.95円)によります。以下同じです。

## (2) 分配の推移

下記会計年度中の1口当たりの分配の額は、以下のとおりです。

### クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度	0.210	18.26
第2会計年度	0.504	43.82
第3会計年度	0.504	43.82
第4会計年度	0.504	43.82
第5会計年度	0.408	35.48
第6会計年度	0.360	31.30
第7会計年度	0.360	31.30
第8会計年度	0.180	15.65

(注) ファンドの受益証券は、クラスA受益証券、クラスS受益証券およびクラスT受益証券の3種類ですが、日本国内においては、クラスA受益証券のみが販売されています。以下同じです。



### (3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

なお、括弧内の数値は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

#### クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	1,178,143 (1,178,143)	2,100 (2,100)	1,176,043 (1,176,043)
第2会計年度	884,931 (884,931)	551,492 (551,492)	1,509,482 (1,509,482)
第3会計年度	1,083,600 (1,083,600)	1,249,283 (1,249,283)	1,343,799 (1,343,799)
第4会計年度	52,208 (52,208)	587,802 (587,802)	808,205 (808,205)
第5会計年度	128,149 (128,149)	251,979 (251,979)	684,375 (684,375)
第6会計年度	0 (0)	307,202 (307,202)	377,173 (377,173)
第7会計年度	580 (580)	78,090 (78,090)	299,663 (299,663)
第8会計年度	0 (0)	97,916 (97,916)	201,747 (201,747)

#### IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、2017年10月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=86.95円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. ファンドの償還日は、2017年8月25日である。

## 独立監査人の監査報告書

UBS 豪ドル・ボンド・インカムを受託会社としての  
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

### 監査意見

我々の意見では、当財務書類は、注記2で説明されている前提を適用した、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、UBS 豪ドル・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）の2017年8月25日現在の財務状態（清算ベース）、2017年7月19日から2017年8月25日までの期間における純資産の変動（清算ベース）、ならびに2017年3月1日から2017年7月18日までの期間における運用実績および純資産の変動について、真実かつ公正な概観を与えるものと認める。

### 我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2017年8月25日現在の資産負債計算書（清算ベース）
- ・2017年3月1日から2017年7月18日までの期間の運用計算書
- ・2017年3月1日から2017年7月18日までの期間の純資産変動計算書
- ・2017年7月19日から2017年8月25日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース）
- ・重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### 独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

### 強調事項

我々は、受託会社および管理会社が2017年7月19日にファンドの償還を決定したことについて記載している当財務書類の注記2について、注意を喚起する。これに伴い、当財務書類は清算ベース会計で作成されている。当該事項は我々の監査意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

#### 財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正な概観を与える当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、財務書類の公表日または公表が可能となる日から1年以内にファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある状況または事象が存在するか否かについて総体として評価し、それが適用される場合には、ファンドによって清算ベース会計が使用されている場合を除き、当該評価に関する事象を開示する責任を負う。

#### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

#### その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース  
2017年12月8日



## ***Independent Auditor's Report***

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of UBS AUD Bond Income

---

### **Our opinion**

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position (liquidation basis) of UBS AUD Bond Income (the Trust) as at August 25, 2017, and the changes in its net assets (liquidation basis) for the period from July 19, 2017 to August 25, 2017, and the results of its operations and changes in its net assets for the period from March 1 2017 to July 18, 2017, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America applied on the bases described in note 2.

### **What we have audited**

The Trust's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities as at August 25, 2017 (liquidation basis);
- the statement of operations for the period from March 1, 2017 to July 18, 2017;
- the statement of changes in net assets for the period from March 1, 2017 to July 18, 2017;
- the statement of changes in net assets for the period from July 19, 2017 to August 25, 2017 (liquidation basis); and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

---

### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### **Independence**

We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

---

### **Emphasis of Matter**

We draw attention to note 2 to these financial statements, which states that the Trustee and the Manager resolved on July 19, 2017 to terminate the Trust. The financial statements have therefore been prepared on a liquidation basis of accounting from July 19, 2017. Our opinion is not modified in respect of this matter.

---

*PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky*



### **Independent Auditor's Report (continued)**

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of UBS AUD Bond Income

---

### **Other Information**

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

### **Responsibilities of management for the financial statements**

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Trust's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Trust.

---

### **Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:



### **Independent Auditor's Report (continued)**

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of UBS AUD Bond Income

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

---

### **Other Matter**

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

A handwritten signature in cursive script that reads "PricewaterhouseCoopers".

December 8, 2017



(1) 貸借対照表

UBS 豪ドル・ボンド・インカム  
資産負債計算書  
2017年8月25日現在(清算ベース)  
(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
<b>資産</b>		
現金および現金等価物(注2)	2,081,994.76	181,029
未収利息	3,568.38	310
資産合計	2,085,563.14	181,340
<b>負債</b>		
未払債務(注5)	(129,060.90)	(11,222)
為替予約契約にかかる未実現評価損(注2, 3, 15)	(3.21)	(0)
負債合計	(129,064.11)	(11,222)
払戻し可能元本の最終分配	(1,956,499.03)	(170,118)
純資産合計	0.00	0

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## (2) 損益計算書

### UBS 豪ドル・ボンド・インカム

#### 運用計算書

2017年3月1日から2017年7月18日までの期間

(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
<b>投資収益</b>		
受取利息 (注2)	177,926.46	15,471
収益合計	177,926.46	15,471
<b>費用</b>		
投資運用報酬 (注6)	(18,023.15)	(1,567)
販売報酬 (注10)	(5,586.40)	(486)
代行協会員報酬 (注11)	(1,117.28)	(97)
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬 (注8)	(927.36)	(81)
副保管報酬 (注8)	(2,651.40)	(231)
副管理報酬 (注9)	(189.93)	(17)
専門家報酬	(23,271.13)	(2,023)
受託報酬 (注7)	(5,081.28)	(442)
先物手数料	(370.00)	(32)
費用合計	(57,217.93)	(4,975)
<b>投資純利益</b>	120,708.53	10,496
<b>投資および外貨取引にかかる実現(損)益 および未実現(損)益の変動</b>		
投資にかかる実現純損失 (注2)	(11,220.50)	(976)
外貨為替にかかる実現純損失 (注2)	(31.80)	(3)
先物契約にかかる実現純利益 (注2)	75,447.54	6,560
投資にかかる未実現損失の純変動	(23,551.77)	(2,048)
為替予約契約にかかる未実現損失の純変動 (注2)	(15.28)	(1)
先物契約にかかる未実現損失の純変動 (注2)	(66,768.17)	(5,805)
その他の資産および負債の為替換算にかかる 未実現損失の純変動 (注2)	(15.28)	(1)
<b>投資および外貨取引にかかる実現純(損)益 および未実現(損)益の純変動</b>	(26,155.26)	(2,274)
<b>運用による純資産の増加</b>	94,553.27	8,221

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

UBS 豪ドル・ボンド・インカム  
純資産変動計算書

2017年3月1日から2017年7月18日までの期間  
(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
<b>期首現在純資産</b>	11,282,610.44	981,023
<b>運用による純資産の増加</b>		
投資純利益	120,708.53	10,496
投資にかかる実現純損失(注2)	(11,220.50)	(976)
外貨為替にかかる実現純損失(注2)	(31.80)	(3)
先物契約にかかる実現純利益(注2)	75,447.54	6,560
投資にかかる未実現損失の純変動	(23,551.77)	(2,048)
為替予約契約にかかる未実現損失の純変動(注2)	(15.28)	(1)
先物契約にかかる未実現損失の純変動(注2)	(66,768.17)	(5,805)
その他の資産および負債の為替換算にかかる未実現損失の純変動(注2)	(15.28)	(1)
	94,553.27	8,221
<b>運用による純資産の増加</b>		
<b>資本取引(注4)</b>		
クラスA受益証券の買戻し(11,865口)	(116,896.05)	(10,164)
クラスT受益証券の買戻し(72,000口)	(848,910.00)	(73,813)
クラスA受益証券の分配金(再投資分0口)(注4,13)	(43,721.55)	(3,802)
	(1,009,527.60)	(87,778)
<b>資本取引による純資産の減少</b>		
<b>期末現在純資産</b>	10,367,636.11	901,466

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

**UBS 豪ドル・ボンド・インカム  
純資産変動計算書**

2017年7月19日から2017年8月25日までの期間（清算ベース）  
（豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
<b>期首現在純資産</b>	10,277,747.47*	893,650
<b>運用による純資産の減少</b>		
投資にかかる実現純利益（注2）	262,355.00	22,812
外貨為替にかかる実現純利益（注2）	412.94	36
先物契約にかかる実現純損失（注2）	(28,795.57)	(2,504)
投資にかかる未実現損失の純変動	(239,605.65)	(20,834)
為替予約契約にかかる未実現利益の純変動（注2）	14.70	1
先物契約にかかる未実現利益の純変動（注2）	41,665.75	3,623
その他の資産および負債の為替換算にかかる未実現損失の純変動（注2）	(23.97)	(2)
<b>運用による純資産の減少</b>	36,023.20	3,132
<b>資本取引（注4）</b>		
クラスA受益証券の買戻し（213,612口）	(2,793,506.57)	(242,895)
クラスT受益証券の買戻し（639,490口）	(7,513,447.50)	(653,294)
クラスA受益証券の分配金（再投資分0口）（注4, 13）	(6,816.60)	(593)
<b>資本取引による純資産の減少</b>	(10,313,770.67)	(896,782)
<b>期末現在純資産</b>	0.00	0

\* 償還期間の期首現在純資産は、会計基準アップデート第2013-07号（トピック205）「清算ベース会計」に従って、償還の最終日までに稼得利益および未払費用に対して調整されている。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## UBS 豪ドル・ボンド・インカム

### 財務書類に対する注記

2017年8月25日現在

#### 注1. 組織

UBS 豪ドル・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年7月9日付信託証書により設立されたオープン・エンド型免除投資信託である。

2017年8月25日現在、最終分配前には、ファンドには以下のクラス受益証券が存在していた。

##### ー クラスA受益証券

クラスT受益証券は、2017年8月16日に終了した。

ファンドの投資目的および投資戦略は、中長期的に安定したインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインで構成されるリターンを追求することである。

ファンドは、投資目的を達成するため、主として、豪ドル建ての投資適格の公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、アセット・バック証券およびモーゲージ証券を含む。）に分散投資を行う。

ファンドは、ファンドの組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的およびファンドの投資戦略を実行する目的で、金融デリバティブ（先物、オプション、金利スワップ、アセット・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されない。）に投資を行うことができる。戦略の実行には、イールド・カーブ調整、デュレーション調整、セクター配分、銘柄選択および通貨配分が含まれ、実際の取引および／またはデリバティブを使用して実行されることがある。ただし、投資運用会社は、デリバティブの取引を行うにあたり、ファンドにレバレッジをかけることができない。

受託会社および管理会社による2017年7月19日付の書面決議に従い、ファンドを償還することが決定された。

#### 注2. 重要な会計方針の要約

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。当該会計原則は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告額ならびに報告期間中の収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、財務書類に含まれる見積りとは異なることがある。

ファンドは、会計基準成文化第946号（ASC946）の会計および報告ガイダンスに従っている投資会社とみなされる。

##### 償還

2017年7月19日付で、受託会社および管理会社は、償還が近づいた時点でファンドを解散することを共同で決定し、また、ファンドは、その会計方針を継続企業ベースから清算ベースに変更した。2017年7月19日から2017年8月25日までの期間に対する財務書類は、清算ベース会計で作成されている。清算ベース会計は、資産が推定の正味実現可能価額、負債が推定の純決済額で計上され、また、償還の最終日までに生じると予想される費用は発生済であることを要求する。

##### 現金および現金等価物

現金および現金等価物は、当座預金勘定をもって構成されている。

## 投資の評価

ファンドの資産は、以下のとおり評価される。

- (i) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価される。
- (ii) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- (iii) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、UBS 豪ドル・ボンド・インカムの管理会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- (iv) 証券取引所に上場されているか、またはその他の組織化された市場で取引されている投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- (v) 未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (vi) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価される。
- (vii) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- (viii) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上で、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

## 有価証券取引

投資有価証券は、取引日基準で計上される。先物契約およびオプション契約に係る実現損益は、取引開始時の契約金額と取引終了時または契約期間満了時の評価額との差異を表示するものである。債券に係る実現損益に関しては、平均原価法を使用して算定される。

## 為替換算

受益証券の機能通貨および表示通貨は豪ドルである。

外貨建ての資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算される。外貨取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は、運用計算書に含まれている。

2017年8月25日現在の為替レートは、以下の通りである。

1 豪ドル = 86.748470 円

## 先物契約の評価

未決済の先物契約は、当該商品の入手可能な最終の時価により期末日現在で評価される。先物契約の実現損益および未実現損益の変動は、運用および純資産変動計算書に開示されている。当初マージ

ンおよび追加マージンはブローカーに保有され、資産負債計算書の「ブローカー保有の当座借越」または「ブローカー保有現金」として開示されている。

### 為替予約契約の評価

為替予約契約は、契約の残存期間に適用される先渡為替レートを参照することにより期末日現在で評価される。未決済の為替予約契約にかかる未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差異として計算される。当該契約にかかる実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に開示されている。

### 税金

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）第81項に準拠して、ファンドの設立後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課すケイマン諸島の法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定をケイマン諸島内閣長官から受領している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。

ファンドは、財務書類に測定され認識される前に、事業体により実施されるまたは実施予定の不確実な法人税の取扱いについての会計処理に関連して充足しなければならない最低の認識基準を規定する法人税等の会計処理に関する当局の指針を遵守する。投資運用会社は、（設立日以降の）税務調整未了の年度全体について、すべての税務管轄地域に関する法人税申告において実施するファンドの税ポジションを分析し、ファンドの財務書類に法人税引当金が要求されないとの結論に至った。投資運用会社は、ファンドに対して未認識のタックスベネフィットまたは税債務の重大な増加または減少が、次の12か月間に起こる可能性があることについては認知していない。一定の配当収益およびファンドにより実現される一定のキャピタル・ゲイン収益には、発生地課税主義により法人税または源泉税が課されることがある。

### 収益の認識および費用

受取利息（プレミアムおよびディスカウントの償却／増価を含む。）は、実効利回りに基づき毎日発生する。費用は、発生主義で計上される。収益および費用は、クラス固有の費用を除いて、純資産に基づきそれぞれのクラス受益証券に日次で配分される。

### 買戻未払金

ファンドは、ASC 480「負債と資本の区分」に従って買戻未払金を計上している。買戻しは、買戻通知で請求された金額が決定した時点で負債として認識される。受領した買戻通知で豪ドルの金額が決定していない場合は、かかる金額が決定されるまで資本に留保される。

### 近時における会計基準の公表

2015年5月に、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は、アップデート第2015-07号「1株当たり純資産価額（またはその同等のもの）で算定する特定の投資に関する開示」（以下「ASU2015-07」という。）を公表した。ASU2015-07は、1株当たり純資産価額による実務上の簡便法を用いて公正価値が測定されるすべての投資を公正価値ヒエラルキーの中で分類する規定を削除する。ASU2015-07の当該規定は、公開企業体に関しては2015年12月15日以降に開始する会計年度について、その他の発行体に関しては2016年12月15日以降に開始する会計年度について発効する。

当該アップデートは、本ファンドには適用されない。

### 注3. 公正価値測定

A S C 820「公正価値測定」は、公正価値の測定に使用される評価手法に対するインプットに優先順位を付す公正価値ヒエラルキーを設定した。公正価値ヒエラルキーでは、活発な市場における同一資産または負債の調整前の相場価格（レベル1）に最も高い優先順位を付しており、観察不能なインプット（レベル3）に最も低い優先順位を付している。A S C 820に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下のとおりである。

- ・ レベル1：ファンドが測定日現在で入手可能な、活発な市場における同一資産または負債の調整前の相場価格を反映するインプット。
- ・ レベル2：活発とみなされない市場におけるインプットを含む、資産または負債について直接的または間接的に観察可能な相場価格以外のインプット。
- ・ レベル3：観察不能なインプット。

以下の表は、2017年8月25日現在のファンドの投資の評価額を上記の公正価値ヒエラルキーのレベル別に要約したものである。

	レベル1 (豪ドル)	レベル2 (豪ドル)	レベル3 (豪ドル)	2017年8月25日 現在残高 (豪ドル)
<b>資産</b>				
為替予約契約	—	(3.21)	—	(3.21)
<b>資産合計</b>	—	(3.21)	—	(3.21)

### 注4. 資本金

#### 受益証券の発行

受益証券の当初募集価格は、1口当たり10豪ドルである。当初の最低申込口数は500口または販売会社が決定するその他の口数である。

#### 受益証券の買戻し

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。

買戻価格は、ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格である。

管理会社は、目論見書に記載されたような状況が発生した場合には、取引を停止することができる。

受益証券は、あるクラスから別のクラスに転換することができる。

#### 受益者への分配

管理会社は、その裁量において、クラスA受益証券に関して、投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能な資本から、2010年10月（または管理会社が決定するその後の月）から毎月18日（18日が営業日でない場合には翌営業日）に分配金を宣言することができる。

分配金は、分配宣言から（宣言された日を含む。）4営業日以内に受益者に支払われる。



## 注5. 未払債務

	豪ドル
監査報酬	(64,078.24)
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬（注8）	(333.62)
受託報酬（注7）	(1,941.23)
販売報酬（注10）	(2,009.78)
投資運用報酬（注6）	(5,723.02)
代行協会員報酬（注11）	(401.96)
副保管報酬（注8）	(3,276.48)
副管理報酬（注9）	(68.33)
その他の報酬	(51,228.24)
合計	(129,060.90)

## 注6. 投資運用報酬

クラスA受益証券およびクラスS受益証券に適用される投資運用報酬は、適用あるクラスの純資産総額の年率0.475%である。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

クラスT受益証券について、投資運用報酬は、クラスT受益証券の純資産総額の年率0.415%である。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

## 注7. 受託報酬

受託会社は、ファンドの純資産総額の年率0.01%（ただし、ファンドに関する最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。前記の報酬に加え、受託会社は、ファンドの資産から、信託証書に基づきファンドに関するその義務を履行するにあたり負担したすべての立替費用の払戻しを受ける。

## 注8. 管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社は、ファンドの純資産総額（クラスT受益証券の純資産額を除く。）の年率0.083%の保管報酬および管理事務報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。クラスT受益証券について、管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は支払われない。

ファンドは、副保管報酬を課されることがあり、当該費用はファンドが支払う。

## 注9. 副管理報酬

副管理会社は、ファンドの平均純資産額の年率0.017%の報酬を受領する権利を有する。

## 注10. 販売報酬

販売会社は、クラスA受益証券の純資産総額の年率0.50%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

#### 注11. 代行協会員報酬

代行協会員は、クラスA受益証券の純資産総額の年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

#### 注12. 関係当事者

一方当事者が他方当事者を支配する権限を有する場合、または、財務上もしくは運営上の決定を行う際に他方当事者に対して重大な影響力を行使する場合、両当事者は関係当事者とみなされる。

ファンドは、2010年7月9日付の契約により、UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドを、ファンドに対して投資運用サービスを提供する投資運用会社に任命した。UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドは、オーストラリアにおいて設立され、オーストラリア証券投資委員会により認可され規制される。当該契約の条件については、注記6を参照のこと。

クラスT受益証券は、ケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託かつフィーダー・ファンドでもある、毎月分配型の米ドル建てオーストラリア・ボンド・オープンによって保有されている。

#### 注13. 財務ハイライト

2017年3月1日から2017年7月18日までの期間の財務ハイライトは、以下のとおりである。

##### UBS 豪ドル・ボンド・インカム

	クラスA 受益証券 (豪ドル)	クラスT 受益証券 (豪ドル)
期首純資産価格	9.87	11.70
投資純利益(1)	0.09	0.14
実現および未実現純（損）益	(0.03)	(0.03)
運用による（損）益合計	0.06	0.11
分配金控除	(0.15)	—
期末純資産価格	9.78	11.81
トータル・リターン	0.61%	0.94%
平均純資産に占める割合		
運用費用	0.72%	0.46%
投資純利益	0.92%	1.18%

(1)：期中平均発行済受益証券口数を使用して計算されている。

#### 注14. 金融商品およびリスク

ファンドの投資活動は、金融商品ならびにファンドが投資する市場に関連する様々な種類および程度のリスクにさらされている。

## 金利変動リスク

金利変動により、ファンドの純資産総額が変動する。通常、債券の価格は、金利の変動とは反対の方向に変動する。すなわち、金利が低下すれば上昇傾向となり、金利が上昇すれば下落傾向となる。金利変動の価格変動への影響度合いを「デュレーション＝金利感応度（年で表示）」という指標で表す。デュレーションが大きいと金利変動による影響を大きく受ける。

## クレジット・リスク（信用リスク）

証券の価格は、発行体の信用力の変化により変動する。発行体が定期的な利息の支払または満期時における元本額の返済の義務を履行することができないリスクは、「デフォルト（債務不履行）リスク」と言われるものである。デフォルトが予想される局面となった場合には、証券価格は大きく下落する。投資適格債の場合には、デフォルト（債務不履行）に陥る可能性は低くなる。

## 市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動することがある。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは金融商品の需給、企業の収益の一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落することがある。

## 通貨リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は豪ドルで表示される。また、ファンドは、原則として為替ヘッジを行わない豪ドル建て資産に投資する。したがって、投資者が円から投資した場合には、円換算した受益証券1口当たり純資産価格は、外国為替相場（特に円／豪ドルの相場）の変動の影響を大きく受ける。

## 発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

## 流動性リスク

特定の投資対象の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、ファンドは、流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠くことがある。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または金融商品の売買困難のため、ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、ファンドが保有する投資対象の評価にも悪影響を及ぼすことがある。

## グローバル投資のリスク

ファンドは、主としてオーストラリア内外の発行体の発行する豪ドル建て公募債券に投資し、場合によっては一部豪ドル以外の通貨建ての公社債（原則として可能な限り豪ドルに対して為替ヘッジを行う。）に投資することがある。オーストラリア以外の国に住所地を置く発行体の公社債への投資は、

オーストラリアに住所地を置く発行体への投資だけでは得られない潜在的利益を提供する。同様の利益は豪ドル建て以外の公社債への投資からも享受し得る。かかる投資に適用される法律または規制の変更やオーストラリアの発行体には通常適用されない為替制限等の為替監督規制の変更等のその他の要因により、投資は影響を受けることがある。

### 大量の資金流出入

ファンドに大量の買戻し請求があった場合に、ファンドは、買戻資金の手当てをするために保有有価証券を大量に売却することがある。その際に、市況動向や流動性の状況によっては保有証券を実勢の市場価格から乖離した価格で売却を強いられることがあり、その結果ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格が大きく変動することがある。

また、一度に大量の申込みがあった場合には、原則として、できる限り迅速に全面的に投資を行うよう努力を尽くすが、市場の流動性の観点において買付代金の投資が完了するまでに時間がかかる可能性がある。

### ベンチマークに関するリスク

ファンドは、UBSオーストラリア債券インデックスをベンチマークとする。ベンチマークは、オーストラリア債券市場の構成の変化や指数の改廃等によっては将来見直されることがある。また、ベンチマークに対する一定の投資成果を保証するものではない。

### デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より高いリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利変動リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴うことがある。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減することがファンドの利益となる場合に、これを軽減するためにデリバティブ取引が行われるという保証はない。

### 通貨の非分散リスク

少数の発行体、産業または通貨への集中投資はリスクを高める。ファンドは、比較的少数の通貨に投資を行うため、より分散した投資を行う場合に比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響をより強く受けることがある。

### レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、リバース・レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入れおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジは、ファンドの投資規模を増大するかまたは取引の決済を促進するのが有利と見極められ

る場合に行われることがある。レバレッジは、ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

ファンドは、投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることがある。レバレッジの活用により、ファンド（または該当する場合にはそのクラス）は、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを清算することがある。借入れを含むレバレッジにより、ファンド（または該当する場合にはそのクラス）は、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなることがある。これは、レバレッジにより、ファンドの組入証券の価値の増減が増幅される傾向にあるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引が「カバー」される限り、当該取引は、レバレッジをかけられているとみなされることはない。

### マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資運用会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

### 異なるクラス間の債務

ファンドは、個別の法主体ではない。内部的な会計の目的上、個別の勘定がクラス毎に設定され、当該クラスに帰属するファンドの資産がかかる勘定に配分され、また特に当該クラスに配分可能なファンドの債務が当該勘定から引き落とされる。あるクラスが倒産または終了する場合（すなわち、当該クラスの資産がその債務の弁済のために不十分である場合）、各クラスについて残存する金額のみならず、ファンドのすべての資産が当該クラスの債務を弁済するために使用される。

あるクラスに帰属する債務がかかるクラスに帰属する資産を上回る場合、他のいずれかのクラスの資産を分離することは不可能である。従って、例えば1つのクラスの勘定について負債が発生し、債権者が当該負債についてファンドに不利な判決を得た場合、ファンドのあらゆる資産は、クラスにかかわらず、当該判決に応じるための引当てとなりうる。受託会社は、現在、そのような既存債務または偶発債務を認知していない。

ファンド内の各クラスは、異なる時期に開始されることがあり、そのため、特定のクラスの開始時に、特定のクラスが関係する資産のプールに係る取引が既に開始されていることがある。ファンドに関する財務情報は随時公表され、また公表された最新の監査済および未監査財務情報は、請求に応じて投資予定者に提供される。

### 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法律制定または規制により、ファンドに対する規制方法が変更されることがあり、ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムはファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、ファンドは、より大きな市場リスクお

よび流動性リスクならびにそれらが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資運用会社は、進展を監視し、ファンドをその投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

投資者は、ファンドのすべてのまたはほとんどすべての組入証券を失う可能性がある。投資運用会社がファンドの目的を達成する保証はない。

### ハイ・イールドリスク

ファンドがハイ・イールド証券および同等の信用格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される。）に投資する場合、ファンドは、かかる証券に投資しない場合に比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされることがある。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払に関し不履行となった場合、ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

### 注15. 為替予約契約にかかる未実現損益

2017年8月25日現在未決済の為替予約持高は、以下のとおりである。

取引日	決済日	通貨	購入額	通貨	売却額	未実現 評価損 (豪ドル)	取引相手方
2017年 8月24日	2017年 9月5日	豪ドル	2,612.32	米ドル	2,062.50	(3.21)	ルクセンブルク 三菱UFJインベスター サービス銀行S. A.
合計						(3.21)	

### 注16. 補償

通常の業務課程において、ファンドは、様々な表明および保証を含む契約を締結し、一般的な補償を提供する。ファンドのかかる契約に基づく最大のエクスポージャーは、現在までのところ発生していないものの、ファンドに対して将来行われる可能性のあるクレームに関わるため、予見できない。しかし、投資運用会社は、損失のリスクは低いと予想している。

### 注17. ファンドの償還

受託会社および管理会社による2017年7月19日付の書面決議に従って、ファンドを償還することが決定された。

2017年8月31日に、残存する受益者へ、総額1,956,499.03豪ドルが償還手取金として支払われた。

### (3) 投資有価証券明細表等

資産負債計算書、運用計算書、純資産変動計算書および財務諸類に対する注記を参照のこと。

## V. 投資信託財産運用総括表

### クラスA受益証券

信託期間	投資信託当初払込日	2010年8月4日		投資信託終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2017年8月25日		資産総額 <sup>(注2)</sup>	2,085,559.93豪ドル
区 分	投資信託当初払込時	投資信託契約終了時	差引増減	負債総額 <sup>(注2)</sup>	129,060.90豪ドル
				純資産総額 <sup>(注2)</sup>	1,956,499.03豪ドル
受益証券口数	1,000口	201,747口	200,747口	受益証券口数	201,747口
元本額 <sup>(注2)</sup>	33,009,260.49豪ドル	1,956,499.03豪ドル	△31,052,761.46豪ドル	1口当たり償還金	9.70豪ドル
毎計算期末の状況					
計算期	元本額 <sup>(注2)</sup> (豪ドル)	純資産総額 <sup>(注2)</sup> (豪ドル)	1口当たり 純資産価格 (豪ドル)	1口当たり分配金	
				金額 (豪ドル)	分配率 (%)
第1期	33,009,260.49	34,130,519.13	9.95	0.210	2.11
第2期	34,130,519.13	30,557,274.98	10.21	0.504	4.94
第3期	30,557,274.98	50,164,930.75	10.47	0.504	4.81
第4期	50,164,930.75	27,808,489.65	10.19	0.504	4.95
第5期	27,808,489.65	22,706,822.12	10.54	0.408	3.87
第6期	22,706,822.12	14,699,964.56	10.29	0.360	3.50
第7期	14,699,964.56	11,282,610.44	9.87	0.360	3.65
第8期	11,282,610.44	1,956,499.03	9.70	0.180	1.86

(注1) クラスA受益証券の当初申込期間における1口当たり純資産価格は、10豪ドルでした。

(注2) 元本額、資産総額、負債総額および純資産総額は、ファンド全体の元本額、資産総額、負債総額および純資産総額です。

## VI. お知らせ

ファンドの運用資産残高が減少したことに伴い、ファンドが行う債券投資から得ることができるインカム収入に比べて運営維持に係る費用が相対的に高くなり、今後受益者の皆さまに適切なリターンを提供することが困難になったため、管理会社は、受託会社との協議の上、2017年8月25日をもって本ファンドを早期償還いたしました。